

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年1月11日（平成29年（行情）諮問第7号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第552号）

事件名：起案文書「指定構造計算適合性判定機関の指定の更新について（特定会社）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1-1ないし文書1-21及び文書2-1ないし文書2-19につき、その一部を不開示とし、文書3（以下、文書1-1ないし文書1-21及び文書2-1ないし文書2-19と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文書3を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月8日付け国広情第145号及び同年8月29日付け国広情第203号により国土交通大臣（以下「国土交通大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

原処分で不開示とした情報が適切であるかを、再度、精査していただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求について

ア 審査請求人は、処分庁に対して、法に基づき、平成28年5月9日付け開示請求書において、「特定会社の構造計算適合性判定の業務を行う区域の変更について、同社及び関係機関から受けた文書一式（決裁文書、供覧文書等を含む。）」の開示を求め（以下「開示請求1」という。）、平成28年8月3日付け開示請求書において、「①特定会社の指定確認検査機関指定申請書及び添付資料、②特定会社が行っ

た建築確認処分が特定建築審査会の裁決で取り消されたことについて国土交通省が保有する文書」の開示を求めた（以下「開示請求2」という。）。

- イ 処分庁は、開示請求1に対しては、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして、一部開示決定（処分1）を行い、開示請求2に対しては、①については、法5条1号及び2号イに該当するとして、②については、不存在を理由に、開示決定等（処分2）を行った。
- ウ 審査請求人は、処分庁に対し、原処分の取消しを求める審査請求を申し立てた。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張はおおむね、「原処分で不開示とした情報が適切であるかを再度、精査していただきたい。」という内容である。

(3) 指定構造計算適合性判定機関制度について

ア 指定構造計算適合性判定機関の指定について

指定構造計算適合性判定機関制度は、平成18年の建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）により導入され、平成19年6月から施行されている制度であり、指定を受けた指定構造計算適合性判定機関が、建築基準法に定める建築物の構造計算適合性判定の業務を行うことができることとしたものである。

また、指定は構造計算適合性判定の業務を行おうとする者の申請により、構造計算適合性判定の業務を行う区域を定めて行うこととされている。

なお、平成26年の建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により、2以上の都道府県の区域において、構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては、国土交通大臣に指定の申請書を提出することが義務付けられ、平成27年6月から施行されている。

イ 指定構造計算適合性判定機関の業務区域の変更について

建築基準法77条の35の6の規定により、指定構造計算適合性判定機関は、業務区域を増加し、又は減少しようとするときは国土交通大臣等の認可を受けなければならないこととされている。

特定会社は、これまで業務区域としていた特定都道府県A、特定都道府県B、特定都道府県C、特定都道府県D、特定都道府県E、特定都道府県F、特定都道府県G及び特定都道府県H全域に加え新たに特定都道府県I全域を業務区域とするために、平成27年8月に国に対し指定構造計算適合性判定機関指定申請書を提出したものである。

なお、今回の申請を指定構造計算適合性判定機関業務区域変更認可申請としていないことについては、平成26年の建築基準法改正により、2以上の都道府県において業務を行う機関は、国が機関の指定、監督等を行うこととされたため、建築基準法77条の35の4に規定する国土交通大臣の指定の基準に適合しているかどうかについて、新たに審査を受け直す必要があった。そのため、建築基準法77条の35の6に規定する業務区域の変更ではなく、建築基準法77条の35の7に規定する指定の更新による申請手続を行ったところである。

ウ 建築基準法により閲覧対象となる書類について

建築基準法77条の35の15の規定により、指定構造計算適合性判定機関は構造計算適合性判定の業務を行う事務所に次に掲げる書類を備え置き、構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、閲覧させなければならないこととされている。

- ① 当該指定構造計算適合性判定機関の業務の実績を記載した書類
- ② 構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類
- ③ 構造計算適合性判定の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類
- ④ 定款及び登記事項証明書
- ⑤ 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
- ⑥ 法人である場合にあつては、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類
- ⑦ 法人である場合にあつては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類
- ⑧ 法人であつて、その者の親会社等が指定確認検査機関である場合にあつては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

この閲覧制度は、これから構造計算適合性判定を受けようとする建築主等が、どの指定構造計算適合性判定機関を選択するかの判断をする際に有用な情報を提供するという一定の者への有益性の観点から設けられたものである。

(4) 処分1に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、処分1において不開示とした情報の精査を求めると主張していることから、以下、処分1における不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 文書1-1及び文書1-2

処分1では、「国土交通省職員の内線番号」，「地方自治体職員のメールアドレス」及び「国土交通省職員のメールアドレス」については，法5条6号柱書きにより不開示としている。当該不開示部分を公にした場合，不特定多数の者から，本来の業務目的以外の電話やメールが大量・無差別に架電又は送信され，国又は地方自治体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから，法5条6号柱書きにより不開示としたことは妥当であると考え

る。

また，「中国地方整備局より提出のあった意見聴取についての報告のうち，特定会社以外の名称及びその回答」については，関係者以外には知られていない非公表の情報であり，開示することによって，これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合，事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き，消極的な評価を受けるおそれがあることから，法5条2号イに規定する「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため，不開示が妥当と考える。

イ 文書1-3，文書1-5，文書1-6，文書1-7，文書1-8，
文書1-10，文書1-19，文書1-20及び文書1-21

「法人の代表者の印影」及び「法人の社印及び代表者の印影」については，公にした場合，印影が偽造等に悪用されることが考えられ，法5条2号イに規定する「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため，不開示が妥当と考える。

ウ 文書1-6

「当社を取巻く事業環境のうち関連法人の名称」，「事業収支計画のうち構造計算適合性判定以外の各事業ごとの内訳」及び「特定事業年度及び翌事業年度の支出計画のうち業務支出内訳額」については，関係者以外には知られていない非公表の情報であり，開示することによって，これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合，事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き，消極的な評価を受けるおそれがあることから，法5条2号イに規定する「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため，不開示が妥当と考える。

「建築基準法に基づく構造計算適合性判定業務計画のうち目標順位」については，特定会社が目標順位を達成するための具体策として，高品質な構造計算適合性判定業務のサービス提供を行うことを

業務計画としているが、最終的に目標に掲げる順位以内が確保されなかったことにより、業務の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示が妥当と考える。

特定会社が住宅瑕疵担保履行法に基づく保険受付・現場検査等業務を行う際に、どの指定住宅瑕疵担保責任保険法人を選択し、業務契約の締結を行うかは、建築確認申請者へのサービス向上を図るうえで最も重要な事項であると考え。そのため、「住宅瑕疵担保履行法に基づく保険受付・現場検査等業務計画のうち業務契約者名」については、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示が妥当と考える。

特定会社の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類は閲覧の対象となっているが、「大株主の状況のうち株式総数の百分の五未満の株式を有する株主名、持株数、出資比率」については、閲覧の対象ではなく、公開の対象となっていない。そのため、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示が妥当と考える。

また、「取締役及び監査役の報酬等の額のうち支払額、報酬等限度額」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

エ 文書1-7

「役員の自筆及び印影」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれ

も該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

オ 文書1-8

すべての役員の「性別」、「生年月日」、「印影」及び「最終学歴等」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ、又はハのいずれにも該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

商業登記簿に掲載されていない役員8名の「現住所」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ、又はハのいずれにも該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

本件対象文書と閲覧対象とされている履歴書は必ずしも同一のものではないため、「職歴」のうち閲覧に供された履歴書及び商業登記簿等で公にされていない部分については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ、又はハのいずれにも該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

カ 文書1-9

「特定部組織の氏名、役職名」において、商業登記簿等で公にされていない者の氏名及び役職名については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ、又はハのいずれにも該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

また、「特定会社 就業規則」には、特定事業場における社員の採用・退職、労働時間、休暇、賃金等に関する規定が記載されており、人事及び労務管理の施策の一端を示すものであると認められる。当該情報は、関係者以外には知られていない非公表の情報であり、開示することによって、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあるうえ、当該部分を公にすると、同業他社等が、労務管理方策等の情報を収集することが容易となり、特定事業場に対抗する措置を講ずること等により、特定事業場の事業の運営に影響を及ぼす可能性は否定できず、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認

められる（平成28年度（行情）答申第421号参照）ことから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示が妥当と考える。

キ 文書1-10

「特定部 配置図」は、特定法人建物内部の詳細な配置図であり、すべてを公にすることにより部外者の侵入を容易にし、法人財産の盗難等のおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられるため、不開示が妥当と考える。

定期建築物賃貸借契約書等に記載の賃貸人の「氏名」、「住所」及び「印影」並びに「賃料」、「敷金」、「倉庫料」については、関係者以外には知られていない非公表の情報であり、開示することによって、これを公にすることにより当該法人の資産状況や収益構造等の法人の競争に係る情報が明らかとなり、不特定多数の者が当該情報を知ることとなった場合、事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示が妥当と考える。

ク 文書1-11

身分証明書の「本籍」及び「生年月日」は、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

また、身分証明書の「発行機関」、「発行機関の長の氏名及びその印影」は、本籍地を特定させる情報であり、法5条1号本文前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

ケ 文書1-12

登記されていないことの証明書におけるすべての役員の「生年月日」及び商業登記簿で住所が公になっていることが確認できなかった者の「住所」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当し

ないことから、不開示が妥当と考える。

コ 文書1-13

「株主名簿」については、特定会社の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称及びその有する株式の数について閲覧の対象となっている。よって、発行済株式総数の百分の五未満の株式を有する株主の氏名又は名称及びその有する株式の数及び住所については、閲覧の対象ではなく、公開の対象となっていないため、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

サ 文書1-16

選任判定員名簿の「勤務日数」及び「登録番号」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

判定員略歴書については、判定員の「生年月日」、「印影」、「性別」、「判定員登録番号」、「講習会修了証年月日」、「郵便番号」、「電話番号」、「住所」及び「学歴」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

また、判定員の「職歴」及び「主な資格」のうち閲覧に供された略歴書で公開されていない部分については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

構造計算適合性判定資格者であることを証する書類の「番号」、「生年月日」、「顔写真」及び「受講修了証の年月日」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

シ 文書1-21

「指定準則自己点検シートのうち監視委員の氏名、役職」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号

ただし書イ，ロ又はハのいずれも該当しないことから，不開示が妥当と考える。

また，「換算人数計算シート（判定員）」の雇用等契約上の１週間の勤務日数等については，法５条１号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって，「特定の個人を識別することができるもの」に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロ又はハのいずれも該当しないことから，不開示が妥当と考える。

(５) 指定確認検査機関制度について

指定確認検査機関制度は，平成１０年の建築基準法の一部を改正する法律（平成１０年法律第１００号）により導入され，平成１１年５月から施行されている制度であり，国土交通大臣等の指定を受けた指定確認検査機関が，建築基準法に定める建築物の建築確認，完了検査，中間検査及び仮使用認定を行うことができることとしたものである。

ア 指定確認検査機関の指定について

指定確認検査機関の指定は，建築基準法７７条の１８の規定により，確認検査の業務を行おうとする者の申請により行われ，申請者は，建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成１１年建設省令第１３号。以下「機関省令」という。）１４条の規定により，国土交通大臣（確認検査業務を行おうとする業務区域が２以上の都道府県の区域である場合。ただし，業務区域が１の地方整備局の管轄区域内である場合は，地方整備局長に委任。）又は都道府県知事（業務区域が１の都道府県の区域である場合。）に対して，申請書及び機関省令１４条各号に規定する添付書類を提出することとされている。

申請を受けた国土交通大臣等は，建築基準法７７条の２０に規定する指定の基準に適合していると認めるときでなければ，指定をしてはならないこととされている。

イ 建築基準法により閲覧対象となる書類について

建築基準法７７条の２９の２の規定により，指定確認検査機関は確認検査の業務を行う事務所に次に掲げる書類を備え置き，建築基準法６条の２第１項の規定による確認を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ，これを閲覧させなければならないこととされている。

- ① 当該指定確認検査機関の業務の実績を記載した書類
- ② 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
- ③ 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては，その内容を記載した書類

- ④ 定款及び登記事項証明書
- ⑤ 財産目録，貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
- ⑥ 法人である場合にあっては，役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類
- ⑦ 法人である場合にあっては，発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類
- ⑧ 法人であって，その者の親会社等が指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては，当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

この閲覧制度は，これから建築確認を受けようとする建築主等が，どの指定確認検査機関を選択するか判断をする際に有用な情報を提供するという一定の者への有益性の観点から設けられたものである。

(6) 建築審査会について

建築基準法94条1項において，建築基準法令の規定による指定確認検査機関の処分又はその不作為についての審査請求は，当該処分等に係る建築物について建築基準法6条1項の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができることとされている。

(7) 処分2に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は，処分2において不開示とした情報の精査を求めると主張していることから，以下，処分2における不開示部分該当性について検討する。

ア 「特定会社の指定確認検査機関指定申請書及び添付資料」について

(ア) 文書2-1，2-3，2-4，2-9，2-17及び2-18

「法人の代表者の印影」及び「法人の社印及び代表者の印影」については，これを公にした場合，印影が偽造等に悪用されることが考えられ，法5条2号イに規定する「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため，不開示が妥当と考える。

(イ) 文書2-3，2-5及び2-6

「監査役印の印影」及び「取締役印の印影」については，法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって，「特定の個人を識別することができるもの」に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロ又はハのいずれも該当しないことから，同号本文前段の規定に基づき，不開示が妥当と考える。

(ウ) 文書 2 - 4

事業計画書に記載の「Ⅰ. 1. 会社の現況等のうち関連法人の名称」及び「Ⅰ. 2. 事業収支計画のうち確認検査以外の各事業ごとの内訳」並びに収支予算書に記載の「特定事業年度及び翌事業年度の支出計画のうち業務支出内訳額」については、関係者以外には知られていない非公表の情報であり、開示することによって、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示としたことは妥当であると考えます。

「Ⅰ. 3. 事業別業務計画(2)のうち目標順位」については、特定会社が目標順位を達成するための具体策として、高品質な構造計算適合性判定業務のサービス提供を行うことを業務計画としているが、最終的に目標に掲げる順位以内が確保されなかったことにより、業務の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示が妥当であると考えます。

特定会社が住宅瑕疵担保履行法に基づく保険受付・現場検査等業務を行う際に、どの指定住宅瑕疵担保責任保険法人を選択し、業務契約の締結を行うかは、建築確認申請者へのサービス向上を図るうえで最も重要な事項であると考えます。そのため、「Ⅰ. 3. 事業別業務計画(6)のうち住宅瑕疵担保責任保険法人との業務契約者名」については、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示が妥当であると考えます。

特定会社の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類は閲覧の対象となっているが、「Ⅲ. 4. 大株主の状況のうち株式総数の100分の5未満の株式を有する株主名、持株数及び出資比率」については、閲覧の対象ではなく、公開の対象とな

っていない。そのため、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示が妥当と考える。

また、「IV. 2. 取締役及び監査役の報酬等の額のうち支払額、報酬等限度額」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

(エ) 文書2-5

申請に係る意思の決定を証する書類として添付された取締役会議事録の「議案1のうち関連法人の名称」、「議案3のうち機関順位及び目標順位」及び「議案7のうち住宅瑕疵担保責任保険法人との業務契約者名」については、上記(ウ)文書2-4と同様の理由により、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示としたことは妥当であると考えます。

また、「議案12のうち株式の譲渡人及び譲受人の名称」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、同号本文前段の規定に基づき、不開示が妥当と考える。

更に、当該情報については、関係者以外には知られていない非公表の情報であり、開示することによって、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、事業者の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示としたことは妥当であると考えます。

(オ) 文書2-6

すべての役員の「性別」、「生年月日」及び「最終学歴等」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、

同号ただし書イ，ロ又はハのいずれにも該当しないことから，同号本文前段の規定に基づき，不開示が妥当と考える。

商業登記簿に掲載されていない役員8名の「現住所」については，法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって，「特定の個人を識別することができるもの」に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロ又はハのいずれにも該当しないことから，同号本文前段の規定に基づき，不開示が妥当と考える。

本件対象文書と閲覧対象とされている履歴書は必ずしも同一のものではないため，「職歴」のうち閲覧に供された履歴書及び商業登記簿等で公開されていない部分については，法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって，「特定の個人を識別することができるもの」に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロ，又はハのいずれにも該当しないことから，同号本文前段の規定に基づき，不開示が妥当と考える。

(カ) 文書2-7

組織表のうち，商業登記簿等で公開されていない者の「氏名」については，法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって，「特定の個人を識別することができるもの」に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロ又はハのいずれにも該当しないことから，同号本文前段の規定に基づき，不開示が妥当と考える。

(キ) 文書2-9

身分証明書の「本籍」及び「生年月日」は，法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって，「特定の個人を識別することができるもの」に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロ又はハのいずれも該当しないことから，同号本文前段の規定に基づき，不開示が妥当と考える。

また，「発行機関」，「発行機関の長の氏名及びその印影」は，本籍地を特定させる情報であり，法5条1号本文前段の「他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができるもの」に当たり，かつ，同号ただし書イ，ロ又はハのいずれも該当しないことから，不開示が妥当と考える。

(ク) 文書2-10

登記されていないことの証明書におけるすべての役員の「生年月日」及び商業登記簿で住所が公になっていることが確認できなかった者の「住所」については，法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって，「特定の個人を識別することができるもの」に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロ又はハのいずれも該当しないことから，不開示が妥当と考える。

(ケ) 文書 2-1-1

「株主名簿」については、特定会社の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類が閲覧の対象となっているが、「住所」については閲覧の対象ではなく、公開の対象となっていない。従って、ウェブサイトで公開されている者以外の「住所」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

(コ) 文書 2-1-2 及び 2-1-9

換算人数計算シートにおける、「確認検査員の雇用契約上の1週間の勤務日数等」及び「補助員の氏名及び雇用契約上の1週間の勤務日数等」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

(サ) 文書 2-1-4

略歴を記載した書類における、確認検査員の「自筆」、「印影」、「生年月日」、「健康状態」及び「学歴」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

また、「職歴」及び「免許・資格」のうち閲覧に供される略歴で公開されない部分については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

建築基準適合判定資格者であることを証する書類の「本籍地」、「生年月日」、「登録番号」、「顔写真」、「建築士証交付番号」、「中央指定登録機関の印影」及び「証明書番号」については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれも該当しないことから、不開示が妥当と考える。

受講終了証明書の「証明者の印影」については、これを公にした場合、印影が偽造等に悪用されることが考えられ、法5条2号イに

規定する「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため，不開示が妥当と考える。

(シ) 文書 2 - 1 8

「専門的業務賠償責任保険付保証明者の印影」については，これを公にした場合，印影が偽造等に悪用されることが考えられ，法 5 条 2 号イに規定する「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため，不開示が妥当と考える。

(8) 文書 3 について

建築基準法 9 4 条 1 項においては，建築基準法令の規定による指定確認検査機関の処分不服がある者は，当該処分等に係る建築物について建築基準法 6 条 1 項の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる」と規定されている。そして，建築基準法 9 5 条においては，建築審査会の裁決に不服がある者は，処分庁に対して再審査請求をすることができる」と規定されている。

建築審査会は裁決について処分庁に報告する義務はなく，また，現時点において特定会社が行った建築確認処分が特定建築審査会の裁決で取り消されたことについて，処分庁へ再審査請求が行われた事実がないことから，処分庁は文書 3 を取得していない。

なお，審査請求人の主張を踏まえ，改めて探索及び確認を行ったところであるが，文書 3 に該当する可能性がある」と判断し得る文書の存在は確認されなかった。

(9) 結論

以上のことから，諮問庁としては，原処分は妥当であると考えます。

2 補充理由説明書

平成 2 9 年（行情）諮問第 7 号に関し，一部不開示とした原処分について，先に理由説明書において不開示理由を説明したところであるが，今回，諮問庁において不開示理由について再検討した結果，以下，不開示理由の追加について主張する。

(1) 文書 1 - 1 3 について

「株主名簿」において，法人の名称が記載されているが，当該法人が特定会社の発行済み株式総数の百分の五未満の株式を有することは法人の内部管理情報であり，かつ当該情報は公表の対象にもなっていないため，当該情報は，法 5 条 2 号イに規定する「公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため，不開示を維持するのが妥当である。

(2) 文書2-14について

建築基準適合判定資格者であることを証する書類の「中央指定登録機関の印影」については、これを公にした場合、印影が偽造等悪用されることが考えられ、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示を維持するのが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月6日 審議
- ④ 同年7月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成30年2月26日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月12日 審議
- ⑦ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件審査請求は、処分庁が別紙1に掲げる文書1-1ないし文書1-2 1及び文書2-1ないし文書2-19につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とし、文書3につき、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行ったことに対し、不開示とされた部分は開示すべきであり、また、国土交通省において文書3を保有しているはずであるとして、原処分の取消しを求めるものと解される。

諮問庁は、不開示理由を一部追加して原処分は妥当であるとしていることから、以下、文書1-1ないし文書1-2 1及び文書2-1ないし文書2-19の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性及び文書3の保有の有無について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分について

当審査会において、文書1-1ないし文書1-2 1及び文書2-1ないし文書2-19を見分すると、文書1-1及び文書1-2は国土交通省における起案文書であり、文書1-3は特定会社が提出した「指定構造計算適合性判定機関指定申請書」であって、文書1-4ないし文書1-2 1は同申請書の添付文書である。また、文書2-1は特定会社が提出した「指定確認検査機関指定申請書」であって、文書2-2ないし文書2-1 9は同申請書の添付文書である。

これらの文書の不開示とされた部分は、別紙の2に掲げる表のとおり、不開示部分1ないし不開示部分28である。

(2) 不開示部分1について

ア 不開示部分1は、起案文書等に記載された国土交通省職員の内線番号及びメールアドレス並びに地方自治体職員のメールアドレスである。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分1を公にした場合、不特定多数の者から本来の業務目的以外の電話やメールが大量・無差別に架電又は送信され、国又は地方自治体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するところ、この説明は否定し難い。

ウ したがって、不開示部分1は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分2について

ア 不開示部分2は、指定構造計算適合性判定機関の指定の更新に係る関係都道府県知事からの意見聴取についての報告書に記載された特定会社以外の法人の名称及び当該法人に対する関係都道府県知事の回答の部分である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、特定法人以外の法人の名称及び当該法人に対する回答は、関係者以外には知られていない非公表の情報であり、公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、当該法人の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明する。

しかしながら、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、当該法人は指定構造計算適合性判定機関の指定を受けており、当該法人の指定に関する文書の開示請求があった場合は、当該法人に対する関係都道府県知事の回答を開示しても支障はないとのことであるから、不開示部分2を公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記諮問庁の説明は認め難い。

ウ したがって、不開示部分2は、法5条2号イには該当せず、開示すべきである。

(4) 不開示部分3について

ア 不開示部分3は特定会社の法人印及び代表者印である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分3を公にした場合、印影が偽造等に悪用されることが考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

ウ したがって、不開示部分3は、法5条2号イに該当し、不開示とし

たことは妥当である。

(5) 不開示部分4について

ア 不開示部分4は、特定会社の事業計画書の「会社の現況等」欄に記載された関連法人の名称及び取締役会議事録の議案1に記載された関連法人の名称である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分4は関係者以外には知られていない非公表の情報であり、公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、関連法人の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明する。

しかしながら、不開示部分4は、関連法人が市販の雑誌で公表しているデータの引用先として関連法人の名称を記載したものであるから、上記諮問庁の説明は認め難い。

ウ したがって、不開示部分4は、法5条2号イには該当せず、開示すべきである。

(6) 不開示部分5について

ア 不開示部分5は、特定会社の事業報告書の事業収支計画のうち、構造計算適合性判定又は確認検査以外の各事業の内訳の部分である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分5は関係者以外には知られていない非公表の情報であり、公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、特定会社の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は否定し難い。

ウ したがって、不開示部分5は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 不開示部分6について

ア 不開示部分6は、特定会社の事業計画書の業務計画に記載された目標順位及び取締役会議事録の議案3に記載された目標順位である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分6を公にした場合、最終的に目標に掲げる順位以内が確保されなかったことにより、業務の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は否定し難い。

ウ したがって、不開示部分6は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 不開示部分7について

ア 不開示部分7は、特定会社の事業計画書の「住宅瑕疵担保履行法に

基づく保険受付・現場検査等業務計画」に記載された業務契約者名及び取締役会議事録の議案7に記載された業務契約者名である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、特定会社がどの保険法人と業務契約を締結するかは重要な事項であり、不開示部分7を公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、特定会社の業務の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明する。

しかしながら、当審査会事務局職員をして特定会社のウェブサイトを確認させたところ、特定会社は業務契約者名を自ら公表しているから、上記諮問庁の説明は認め難い。

ウ したがって、不開示部分7は、法5条2号イには該当せず、開示すべきである。

(9) 不開示部分8について

ア 不開示部分8は、特定会社の事業計画書の「大株主の状況」欄に記載された株式総数百分の五未満の株式を有する株主の法人名、持株数、出資比率である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名等は閲覧の対象となるが、不開示部分8は閲覧の対象ではなく、公開の対象とはなっていないから、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、株主である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

ウ したがって、不開示部分8は、法5条2号イに該当し、不開示としことは妥当である。

(10) 不開示部分9について

ア 不開示部分9は、特定会社の事業計画書に記載された取締役及び監査役の報酬等の額のうち支払額及び報酬等限度額である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分9は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明する。

しかしながら、取締役の報酬については、9名の合計額であって、個々の取締役の報酬額が判明するものではないから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとは認め難い。

他方、監査役は1名であるから、上記諮問庁の説明は首肯することができる。また、監査役の氏名は原処分が開示されているから、

報酬額を法6条2項により部分開示する余地はない。

ウ したがって、不開示部分9のうち監査役に係る部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、不開示部分9のうち取締役に係る部分は、同号に該当せず、開示すべきである。

(11) 不開示部分10について

ア 不開示部分10は、特定会社の支出計画表の業務支出内訳である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分5と同様の説明をすところ、この説明は否定し難い。

ウ したがって、不開示部分10は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(12) 不開示部分11について

ア 不開示部分11は、申請に係る意思の決定を証する書類等の取締役の自署並びに取締役及び監査役の印影である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分11は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明すところ、この説明は首肯することができる。

また、取締役及び監査役の氏名は原処分で開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分11は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(13) 不開示部分12について

ア 不開示部分12は、役員の履歴書のうち「性別」、「現住所（代表取締役を除く。）」、「生年月日」、「印影」、「最終学歴」及び「職歴の一部」である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分12は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、商業登記簿や建築基準法により閲覧対象となる書類で公にされていない事項であるから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない旨説明する。

上記諮問庁の説明は首肯することができ、役員の氏名は原処分で開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分12は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(14) 不開示部分13について

ア 不開示部分 1 3 は、特定会社の特定部の組織図のうち氏名及び役職名である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分 1 3 は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、商業登記簿等で公にされていないから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

また、不開示部分 1 3 は、個人識別部分に該当するので、法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分 1 3 は、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(15) 不開示部分 1 4 について

ア 不開示部分 1 4 は、特定会社の就業規則である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分 1 4 には、特定会社における社員の採用・退職、労働時間、休暇、賃金等に関する規定が記載され、人事及び労務管理の施策の一端を示すものであり、これを公にすると、特定会社の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受けるおそれがある上、同業他社等が労務管理方策等の情報を収集することが容易となり、特定会社に対抗措置を講ずること等により特定会社の運営に影響を及ぼす可能性を否定できず、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

ウ したがって、不開示部分 1 4 は、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(16) 不開示部分 1 5 について

ア 不開示部分 1 5 は、特定会社の配置図である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分 1 5 は、特定会社の建物内部の詳細な配置図であり、これを公にすると、部外者の侵入を容易にし、法人財産の盗難等のおそれがある旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

ウ したがって、不開示部分 1 5 は、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(17) 不開示部分 1 6 について

ア 不開示部分 1 6 は、建物賃貸借契約書等に記載された賃貸人の法人名、住所及び印影並びに賃料、敷金及び倉庫料である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分 1 6 は、関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすると、当

該法人の資産状況や収益構造等の競争に係る情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

ウ したがって、不開示部分16は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(18) 不開示部分17について

ア 不開示部分17は、特定法人の役員の身分証明書の本籍及び生年月日並びに発行機関の名称、長の氏名及び印影である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分17は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

また、役員の氏名は原処分で開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分17は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(19) 不開示部分18について

ア 不開示部分18は、登記されていないことの証明書の役員の生年月日及び住所（代表取締役を除く。）である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分18は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

また、役員の氏名は原処分で開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分18は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(20) 不開示部分19について

ア 不開示部分19は、特定会社の株主名簿のうち株式総数百分の五以上の個人株主の住所、株式総数百分の五未満の株式を有する株主の個人名及び法人名、住所、持株数等である。

イ 諮問庁は、理由説明書及び補充理由説明書において、次のとおり説明する

株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名等は閲覧の対象となるが、不開示部分19は閲覧の対象ではなく、公開の対象とはなっていない。不開示部分19のうち、個人株主に係る部分は、

法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。法人株主に係る部分は、法人の内部管理情報であるから、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

上記諮問庁の説明は、首肯することができる。また、特定会社の株主名簿のうち株式総数百分の五以上の個人株主の住所については、個人株主の氏名が原処分で開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。株式総数百分の五未満の個人株主については、氏名及び住所は個人識別部分であるから法6条2項による部分開示の余地はなく、その余の情報も公にすることにより関係者には個人株主の特定が可能となって、個人株主の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

ウ したがって、不開示部分19のうち個人株主に係る部分は法5条1号、法人株主に係る部分は同条2号イに該当し、いずれも不開示としことは妥当である。

(21) 不開示部分20について

ア 不開示部分20は、「選任判定員名簿」のうち勤務日数及び登録番号、「判定員略歴書」のうち生年月日、印影、性別、判定員登録番号、講習会終了証年月日、郵便番号、電話番号、住所、学歴、職歴の一部及び主な資格の一部、「構造計算適合性判定資格者を証する書類」のうち判定員登録番号、生年月日及び顔写真、「構造計算適合性判定に関する講習会受講修了証」のうち受講修了番号、生年月日及び修了証年月日である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分20は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、建築基準法において閲覧対象となる書類で公にされていない事項であるから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない旨説明する。

上記諮問庁の説明は首肯することができ、判定員の氏名は原処分で開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分20は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(22) 不開示部分21について

ア 不開示部分21は、特定会社の監視委員会の委員の氏名及び肩書である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分21は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別するこ

とができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明する。

しかしながら、当審査会事務局職員をして特定会社のウェブサイトを確認させたところ、特定会社は監視委員会の委員を自ら公表しているから、上記諮問庁の説明は認め難い。

ウ したがって、不開示部分 2 1 は、法 5 条 1 号に該当せず、開示すべきである。

(2 3) 不開示部分 2 2 について

ア 不開示部分 2 2 は、「換算人数計算シート」のうち判定員の雇用契約上の 1 週間の勤務日数等である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分 2 2 は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明する。

上記諮問庁の説明は首肯することができ、判定員の氏名は原処分で開示されているから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分 2 2 は、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2 4) 不開示部分 2 3 について

ア 不開示部分 2 3 は、取締役会議事録の議案 1 2 に記載された株式売買の譲渡人の氏名及び譲受人の名称である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、次のとおり説明する。

不開示部分 2 3 のうち譲渡人の氏名は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。他方、譲受人の名称は、関係者以外には知られていない非公表の情報であり、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

上記諮問庁の説明は、首肯することができる。また、譲渡人の氏名は個人識別部分であるから法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分 2 3 のうち譲渡人の氏名は法 5 条 1 号、譲受人の名称は同条 2 号イに該当し、いずれも不開示としたことは妥当である。

(2 5) 不開示部分 2 4 について

ア 不開示部分 2 4 は、特定会社の組織表のうち役員の一部の氏名及び部長の氏名である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分 2 4 は、法 5 条 1

号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、商業登記簿等で公にされていないから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

また、不開示部分24は、個人識別部分に該当するので、法6条2項による部分開示はできない。

ウ したがって、不開示部分24は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(26) 不開示部分25について

ア 不開示部分25は、「換算人数計算シート」のうち確認検査員の雇用契約上の1週間の勤務日数等並びに補助員の氏名及び雇用契約上の1週間の勤務日数等である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分25は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明する。

上記諮問庁の説明は首肯することができる。また、確認検査員の雇用契約上の1週間の勤務日数等は、確認検査員の氏名が原処分で開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。補助員については、氏名は個人識別部分であるから法6条2項による部分開示の余地はなく、雇用契約上の1週間の勤務日数等も公にすることにより関係者には補助員の特定が可能となって、補助員の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

ウ したがって、不開示部分25は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(27) 不開示部分26について

ア 不開示部分26は、確認検査員の「履歴書」のうち署名、印影、生年月日、健康状態、最終学歴、職歴の一部及び免許・資格の一部、「建築基準適合判定資格者登録証」のうち本籍地、生年月日及び登録番号、「建築士証」のうち生年月日、交付番号、顔写真及び中央指定登録機関の印影、「受講修了証明書」のうち生年月日及び証明書番号である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分26は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、建築基準法において閲覧対象となる書類で公にされていない事項であるから、同号ただし書イに該当

せず、同号ただし書口及びハのいずれにも該当しない旨説明する。
また、諮問庁は、補充理由説明書において、中央指定登録機関の印影については、これを公にした場合、偽造等に悪用されることが考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明する。

上記諮問庁の各説明は、首肯することができる。また、確認検査員の氏名は原処分で開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分26のうち中央指定登録機関の印影は、法5条2号イ、その余の部分は同条1号に該当し、いずれも不開示としたことは妥当である。

(28) 不開示部分27について

ア 不開示部分27は、「受講修了証明書」のうち証明者の印影である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分27を公にした場合、偽造等に悪用されることが考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

ウ したがって、不開示部分27は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(29) 不開示部分28について

ア 不開示部分28は、「専門的業務賠償責任保険付保証明」のうち証明者の印影である。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分28を公にした場合、偽造等に悪用されることが考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

ウ したがって、不開示部分28は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 文書3の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書3の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書3は、指定確認検査機関である特定会社が行った建築確認処分が特定建築審査会の裁決で取り消されたこと（以下「本件裁決」という。）について国土交通省が保有する文書の開示を求めるものであるところ、建築審査会は裁決について処分庁に報告する義務はなく、国土交通省が特定建築審査会から本件裁決に関する報告を受けたことはない。

イ また、建築審査会の裁決に不服がある者は、建築基準法95条により、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができ、その場合、当該裁決に関する文書が国土交通省に送付されることになるが、本件裁決について再審査請求はされていない。

ウ さらに、国土交通大臣は、建築基準法77条の31第1項により指定確認検査機関に対し確認検査の業務に関し必要な報告を求めることができるが、特定会社に対し本件裁決に関する報告を求めたこともない。

エ 以上のとおり、国土交通省において、文書3を取得したことはなく、保有していない。念のため、事務室内の書架、机及び倉庫を探索したが、文書3に該当する文書の存在は確認されなかった。

(2) 文書3を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、国土交通省において、文書3を保有しているとは認められない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、文書1-1ないし文書1-21及び文書2-1ないし文書2-19の一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とし、文書3を保有していないとして不開示とした各決定については、国土交通省において文書3を保有しているとは認められないので、文書3を保有していないとして不開示としたことは妥当であり、不開示とされた部分のうち別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件対象文書

- 文書1-1 起案文書「指定構造計算適合性判定機関の指定の更新について（特定会社）」
- 文書1-2 起案文書「指定構造計算適合性判定機関の指定の更新に係る都道府県知事からの意見聴取について（特定会社）」
- 文書1-3 特定年月日付け指定構造計算適合性判定機関指定申請書
- 文書1-4 ①定款，登記事項証明書
- 文書1-5 ②財産目録及び貸借対照表
- 文書1-6 ③特定事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 文書1-7 ④申請に係る意思の決定を証する書類
- 文書1-8 ⑤役員名簿，履歴書及び役員宣誓書
- 文書1-9 ⑥組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 文書1-10 ⑦事務所の所在地を記載した書類
- 文書1-11 ⑧申請者が建築基準法77条の35の3第1号及び2号に該当しない旨の市町村長の証明書
- 文書1-12 ⑨申請者が建築基準法77条の35の3第1号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書
- 文書1-13 ⑩発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称，住所及びその有する株式数又はその者のなした出資の価格を記載した書類
- 文書1-14 ⑩の2構造計算適合性判定業務の予定件数を記載した書類
- 文書1-15 ⑩の3過去二十事業年度以内において構造計算適合性判定を行った件数を記載した書類
- 文書1-16 ⑪構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該構造計算適合性判定員が構造計算適合性判定資格者であることを証する書類
- 文書1-17 ⑫現に行っている業務の概要を記載した書類
- 文書1-18 ⑬構造計算適合性判定業務の実施に関する計画を記載した書類
- 文書1-19 ⑭申請者の親会社等に関する報告書
- 文書1-20 ⑭の2第三者に損害を加えた場合において，その損害賠償に関し当該申請者が追うべき民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結内容を講じている場合は，その内容を証する書類

- 文書 1 - 2 1 ⑮指定構造計算適合性判定業務規程，指定準則自己点検シート，判定員必要人数適合シート，換算人数計算シート（判定員），財産の評価額適合シート，引継ぎに要する費用額を積算した資料
- 文書 2 - 1 指定確認検査機関指定申請書
- 文書 2 - 2 添付①定款及び登記事項証明書
- 文書 2 - 3 添付②財産目録及び貸借対照表
- 文書 2 - 4 添付③特定事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 文書 2 - 5 添付④申請に係る意思の決定を証する書類
- 文書 2 - 6 添付⑤役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 文書 2 - 7 添付⑥組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 文書 2 - 8 添付⑦事務所の所在地を記載した書類
- 文書 2 - 9 添付⑧申請者が建築基準法 7 7 条の 1 9 一号及び二号に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 文書 2 - 1 0 添付⑧の 2 申請者が建築基準法 7 7 条の 1 9 一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書
- 文書 2 - 1 1 添付⑨発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 以上の株式を有する株主の氏名又は名称，住所及びその有する株式数を記載した書類
- 文書 2 - 1 2 添付⑩確認検査の業務の予定件数を記載した書類
- 文書 2 - 1 3 添付⑩の 2 過去二十事業年度以内において確認検査を行った件数を記載した書類
- 文書 2 - 1 4 添付⑪確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該確認検査員が建築基準適合判定資格者であることを証する書類
- 文書 2 - 1 5 添付⑫現に行っている業務の概要を記載した書類
- 文書 2 - 1 6 添付⑬確認検査の業務の実施に関する計画を記載した書類
- 文書 2 - 1 7 添付⑭申請者の親会社等に関する報告書
- 文書 2 - 1 8 添付⑮第三者に損害を加えた場合において，その損害の賠償に関し当該申請者が追うべき民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結内容を証する書類
- 文書 2 - 1 9 添付⑯引継ぎに要する費用額を積算した資料，確認検査業務規程，検査員等必要人数適合シート，換算人数計算シート
- 文書 3 特定会社が行った建築確認処分が特定建築審査会の裁決で取り

消されたことについて国土交通省が保有する文書

2 不開示とされた部分

	不開示とした部分	不開示理由 (法5条)	該当する文書
不開示部分1	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省職員の内線番号及びメールアドレス 地方自治体職員のメールアドレス 	6号柱書き	文書1-1 文書1-2
不開示部分2	<ul style="list-style-type: none"> 特定会社以外の法人の名称 当該法人に対する関係都道府県知事の回答 	2号イ	文書1-1
不開示部分3	<ul style="list-style-type: none"> 特定会社の法人印及び代表者印 	2号イ	文書1-3 文書1-5 文書1-6 文書1-7 文書1-8 文書1-10 文書1-19 文書1-20 文書1-21 文書2-1 文書2-3 文書2-4 文書2-9 文書2-17 文書2-18
不開示部分4	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書の「会社の現況等」のうち関連法人の名称 取締役会議事録の議案1のうちの関連法人の名称 	2号イ	文書1-6 文書2-4 文書2-5
不開示部分5	<ul style="list-style-type: none"> 事業収支計画のうち構造計算構計算適合性判定以外の各事業の内訳 事業収支計画のうち確認 	2号イ	文書1-6 文書2-4

	検査以外の各事業の内訳		
不開示部分 6	・ 事業計画書の業務計画のうち目標順位 ・ 取締役会議事録の議案 3のうち目標順位	2 号イ	文書 1 - 6 文書 2 - 4 文書 2 - 5
不開示部分 7	・ 「住宅瑕疵担保履行法に基づく保険受付・現場検査等業務計画」のうち業務契約名 ・ 取締役会議事録の議案 7のうち業務契約者名	2 号イ	文書 1 - 6 文書 2 - 4 文書 2 - 5
不開示部分 8	・ 事業計画書の「大株主の状況」のうち株式総数百分の五未満の株主の法人名, 持株数, 出資比率	2 号イ	文書 1 - 6 文書 2 - 4
不開示部分 9	・ 取締役及び監査役の報酬等の額のうち「支払額」及び「株主総会で定められた報酬等限度額」	1 号	文書 1 - 6 文書 2 - 4
不開示部分 1 0	・ 支出計画書の業務支出内訳	2 号イ	文書 1 - 6 文書 2 - 4
不開示部分 1 1	・ 取締役の自筆 ・ 取締役及び監査役の印影	1 号	文書 1 - 7 文書 2 - 3 文書 2 - 5
不開示部分 1 2	・ 役員の履歴書のうち性別, 現住所(代表取締役を除く。), 生年月日, 印影, 最終学歴及び職歴の一部	1 号	文書 1 - 8 文書 2 - 6
不開示部分 1 3	・ 特定会社の特定部の組織図のうち氏名及び役職名	1 号	文書 1 - 9
不開示部分 1 4	・ 特定会社の就業規則	2 号イ	文書 1 - 9
不開示部分 1 5	・ 特定会社の配置図	2 号イ	文書 1 - 1 0
不開示部分 1 6	・ 建物賃貸借契約書等のうち賃貸人の法人名, 住所及び印影並びに賃料, 敷金及	2 号イ	文書 1 - 1 0

	び倉庫料		
不開示部分 17	・ 役員の身分証明書のうち本籍，生年月日，発行機関の名称，長の氏名及び印影	1号	文書 1 - 1 1 文書 2 - 9
不開示部分 18	・ 「登記されていないことの証明書」のうち役員の生年月日及び住所（代表取締役を除く。）	1号	文書 1 - 1 2 文書 2 - 1 0
不開示部分 19	・ 「株主名簿」のうち株式総数の百分の五以上の個人株主の住所並びに百分の五未満の株主の個人名及び法人名，住所，株数等	1号 2号イ	文書 1 - 1 3 文書 2 - 1 1
不開示部分 20	・ 「選任判定員名簿」のうち勤務日数，登録番号 ・ 「判定員略歴書」のうち生年月日，印影，性別，判定員登録番号，講習会終了証年月日，郵便番号，電話番号，住所，学歴，職歴の一部及び主な資格の一部 ・ 「構造計算適合性判定資格者を証する書類」のうち判定員登録番号，生年月日及び顔写真 ・ 「構造計算適合性判定に関する講習会受講修了証」における受講修了番号，生年月日，修了証年月日	1号	文書 1 - 1 6
不開示部分 21	・ 監視委員会の委員の氏名及び肩書	1号	文書 1 - 2 1
不開示部分 22	・ 「換算人数計算シート」のうち判定員の雇用契約上の1週間の勤務日数等	1号	文書 1 - 2 1
不開示部分 23	・ 取締役会議事録の議案 12のうち株式売買の譲渡人の氏名及び譲受人の名称	1号 2号イ	文書 2 - 5

不開示部分 2 4	特定会社の組織表のうち役員の一部の氏名及び部長の氏名	1 号	文書 2 - 7
不開示部分 2 5	・「換算人数計算シート」のうち確認検査員の雇用契約上の 1 週間の勤務日数等 ・「換算人数計算シート」のうち補助員の氏名及び雇用等契約上の 1 週間の勤務日数等	1 号	文書 2 - 1 2 文書 2 - 1 9
不開示部分 2 6	・確認検査員の履歴書のうち署名, 印影, 生年月日, 健康状態, 最終学歴, 職歴の一部, 免許・資格の一部 ・「建築基準適合性判定資格者登録証」のうち本籍地, 生年月日, 登録番号 ・「建築士証」のうち生年月日, 交付番号, 顔写真, 中央指定登録機関の印影 「受講修了証明書」のうち生年月日, 証明書番号	1 号 2 号イ	文書 2 - 1 4
不開示部分 2 7	・「受講修了証明書」のうち証明者の印影	2 号イ	文書 2 - 1 4
不開示部分 2 8	・「専門的業務賠償責任保険付保証明」のうち証明者の印影	2 号イ	文書 2 - 1 8

3 開示すべき部分

- (1) 不開示部分 2
- (2) 不開示部分 4
- (3) 不開示部分 7
- (4) 不開示部分 9 のうち取締役に係る部分
- (5) 不開示部分 2 1